

土岐市章の使用許可に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、土岐市章（昭和30年2月1日公表、以下「市章」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 市章の使用許可対象は、市内で広くその活動が認められる団体又は個人とする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

2 市章の使用許可は、次の各号のいずれにも該当しないことを要件とする。
ただし、市長が特に認めるものは、この限りでない。

- (1) 営利を目的とした使用のとき
- (2) 営利団体が自己の標示に使用するとき
- (3) 市章の尊厳と品位を損なうおそれがあるとき
- (4) その他承認することが不適当と認められるとき

3 市章を使用する場合の色は、桔梗又は黒を用いることを原則とする。

(申請)

第3条 市章の使用許可を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、市長に市章使用申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

(承認及び不承認の通知)

第4条 市長は、市章使用申請書を受理したときは、速やかにその可否を決定し、市章使用決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、市章の使用を許可する場合、必要により条件を付することができる。

(承認の取消)

第5条 市長は、申請者が偽りその他不正行為により許可を受けた場合又は許可を受けた内容がこの要綱に定める許可基準に該当しなくなった、若しくは該当しなくなるおそれがあると認められる場合は、許可を取り消すことができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。